宮城県地域づくり支援アドバイザー派遣要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宮城県内の地域づくりを推進するために市町村へ派遣する宮城県地域域づくり支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し必要な事項を定める。

（事業内容）

第２条　本事業は地域づくりを推進するための取組に対し、アドバイザーを市町村に派遣し、課題の整理・助言、研修や勉強会の実施、情報提供等の支援を行うものである。

２　本事業におけるアドバイザーは、市町村からの申請を受けて宮城県（以下「県」という。）が適当であると判断したときに派遣を実施する。

３　本事業に基づくアドバイザーの派遣は、原則として１市町村当たり一年度４回まで、１回当たり最大４時間程度とする。

４　本事業に基づくアドバイザーの派遣は、県が適当であると判断した場合においては、オンライン会議に替えることができる。

５　県は、本事業の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、市町村及びアドバイザーに対し、実施状況に関するヒアリングを実施することができる。

（派遣対象事業）

第３条　市町村が実施する次の取組を対象とする。

一　地域づくりや地域振興をテーマとした研修会や勉強会

二　地域づくりや地域振興に関する基本構想や計画等の策定過程において、専門的なアドバイスが必要な取組

三　その他、派遣希望市町村が県に協議の上、承諾を得た取組

２　前項第１号について、市町村の職員のみを対象とした慣例的な研修会等は派遣対象外とする。

（派遣申請）

第４条　第２条第２項の規定によりアドバイザーの派遣を受けようとする市町村は、様式１により派遣申請書をあらかじめ県に提出しなければならない。

（派遣の決定）

第５条　県は第２条第２項の規定により派遣申請があり、派遣することが適当であると判断したときは、派遣を決定し申請市町村に通知する。

２　県は、前項の審査を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請市町村及び申請に係る関係者に説明を求めることができる。

３　県は、必要がある場合は、申請市町村及びアドバイザーと派遣内容等の調整を行うことがで

きる。

（変更等の承認）

第６条　前条第１項の通知を受けた市町村が、申請の内容を変更するときは、あらかじめ県に通知し申請内容の変更に関して協議しなければならない。ただし、派遣目的及び本事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合はこの限りではない。

２　県は、前項の協議を行う場合において、必要に応じ派遣申請の内容を変更し、又は条件を付することができる。

３　派遣受入市町村は、やむを得ない理由により派遣事業を休止又は廃止しようとするときは、県に報告しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第７条　県は、派遣受入市町村が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第５条の決定の内容（第６条第１項の協議の結果変更が生じた場合は、その変更後の内容）の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

一　派遣受入市町村が、本要綱に違反した場合

二　派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　県は、前項の規定により派遣内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更する場合は、派遣受入市町村に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　派遣受入市町村は、派遣内容が全て終了したときは、県に様式２の実施報告書を提出しなければならない。

（謝金及び旅費）

第９条　県は、予算の範囲内において、アドバイザー対して謝金及び旅費を支給する。

（守秘義務）

第１０条　アドバイザーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入市町村の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

（その他必要な事項）

第１１条　アドバイザーの派遣について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度県と協議して決定するものとする。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１５日から施行する。

２　この要綱は、令和７年４月１６日から施行する。